

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年 9月 1日 至 令和4年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 暁会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市東区牛田本町二丁目3番1号
- (3) 設立認可年月日 平成13年 8月 17日
- (4) 設立登記年月日 平成13年 8月 21日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	井上眼科医院	広島市東区牛田本町二丁目3番1号	0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
- 無し
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
- 無し
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和3年10月23日 令和2年度決算の決定
- 令和4年 8月 20日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 暁会

※医療法人整理番号

所在地 広島市東区牛田本町二丁目3番1号

財 産 目 録

(令和 4年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	87,372 千円
2. 負 債 額	94,407 千円
3. 純 資 産 額	△ 7,035 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	29,668
B 固 定 資 産	57,704
C 資 産 合 計 (A+B)	87,372
D 負 債 合 計	94,407
E 純 資 産 (C-D)	△ 7,035

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 暁会

※医療法人整理番号

--	--	--	--

所在地 広島市東区牛田本町二丁目3番1号

貸借対照表
(令和4年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	29,668	I 流動負債	94,407
II 固定資産	57,704		
1 有形固定資産	18,865		
2 無形固定資産	373	負債合計	94,407
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	38,466		
		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	17,000
		II 積立金	△ 24,035
		純資産合計	△ 7,035
資産合計	87,372	負債・純資産合計	87,372

法人名 医療法人 株式会社

所在地 広島市東区牛田本町二丁目3番1号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 該当なし

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が株主総会の議決権の51%を占めている法人。

(注) 2. A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者 該当なし

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式5

監事監査報告書

医療法人 暁会
理事長 井上 暁二 殿

私は、医療法人 暁会の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月22日

医療法人 暁会

監事